

様々な租税教室

税理士制度60周年シンポジウム
「税のこと考えたことありますか?～大人のための租税教育～」



FMヨコハマ Lovely Day♡
「親子で学ぶ『税の教室』～夏休み宿題編～」

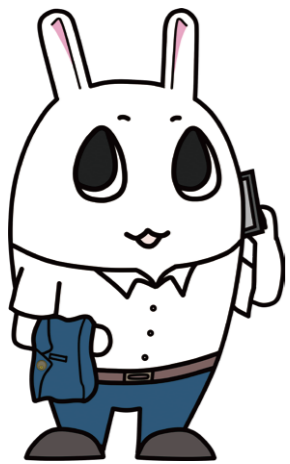


アクティブラーニング(教材:ワーク「小さな村」使用)



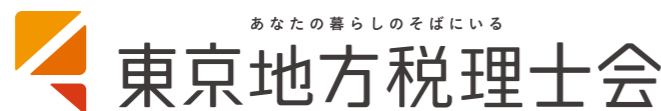
もっと知りたい! 租税教育のこと

- ◆動画「税理士業務と租税教育」
(本会ログインID[会員メールアドレス]・PW[個人設定]が必要です)
https://www.tochizei.or.jp/00-member/sozei_kyoshitsu/r05text_movie.html?at=r061001
- ◆電子ブック～税理士による租税教育～知ってほしい。身近な税のこと～
https://archive.tochizei.or.jp/sozei_kyoshitsu/sozei_kyoiku_info/HTML5/pc.html#/page/1
*外部への広報チラシとして使用することができます。
- ◆租税教室ライブ「税についての作文」本人朗読
<https://www.tochizei.or.jp/voice/index03.html>



トッチーくん

あなたが納めた税金は、
必ずどこかの誰かを幸せにしています。
そして、あなたもきっと、
誰かが納めた税金のおかげで、
幸せな今日を迎えているのです。



あなたの暮らしのそばにいる
東京地方税理士会



錦菊(にしききく)

税を学ぶことは国の形を考えること!

税理士による「租税教育」

税についての話し合いをするときは、他の国が行っているから、とか、それが一般的だから、という理由で決めるのではなく、国の在り方を考え、それにふさわしいものだから、という決め方をすべきだ、という言葉にとっても納得し、それが印象に残っています。



租税教室を受ける前は、税金はとられるものと思っていて、いいイメージはなかったけど、人は税金で支えられているんだとわかって、いいイメージをもつことができました。



税金について、色んな見方をしなければならなかった。また私たちが税金について考えなければならなかったと思います。

租税教室を受けて、感じたことや考えたことを書いてください

税金を無償で感じたいけれど、今回のお話をみて、税金は私たちに欠かせないものがあり、今の私たちが税金を支えている、大人になったら支えていく側に立つことを学んだ。

選挙に行くように意見に答えてあげようと思った。



授業後の子供たちの感想だよ!

税をとられる、ということがよくきけたけど、それは、私たちの元に、形を変えて戻ってきているということだったと分かって、とられるものではない、とても大切なものなのだと感じるようになりました。



租税教室を以前書いた時に税については少し理解していましたが、やはり日々の生活の中で税金が悪い印象にたどり着いてしまっていた。今回の租税教室で「税金」の印象が良い方向へと変わりました。講師の方から、「自分のおかげで誰かを幸せにしている、誰かの力をつけて自分が幸せという言葉が海をくぐり、刺さりました。とても自分のために頑張ったと思います。



あなたの暮らしのそばにいる
東京地方税理士会

租税教育とは

租税教育の本質は、単に租税に関する知識を習得させることに留まらず、税を通して社会を考えることによる民主主義の理解や主権者としての社会参画意識を育むことです。

税理士会においては、税理士法の定めにより、日本税理士連合会及び税理士会の会則に記載された事業とされ(第49条の2第2項第10号、第49条の14第1号)、租税教育の目的や租税教育における税理士の役割は「租税教育等基本指針※」により明示されています。その主な活動である税理士による「租税教室」は子どもから成人までを対象に全国で幅広く開催されています。



東京地方税理士会のイメージキャラクター
税務の味方「トッチーくん」

租税教育の歴史・沿革

昭和33年 1958年	熊本県租税教育委嘱校連絡協議会が発足。その後全国的に教育関係者と租税教育関係者が連携した「租税教育推進協議会」が発足される。
平成15年 2003年	税理士会事業として租税教育事業が加わる。
平成23年 2011年	平成23年度税制改正大綱にて、納税環境整備を進める方策に「租税教育の充実」に取り組むことが決定された。これを受け、税理士会が行う租税教育の目的や対象、租税教育における税理士の役割を明確にするため、租税教育等基本指針※が制定された。また、同年、「租税教育推進関係省庁等協議会」いわゆる中央租推協が発足し、日本税理士会連合会も参画した。
平成26年 2014年	平成26年の税理士法改正では、税理士法49条の2第2項において租税教育を行うことが税理士会の会則の絶対的記載事項とされた。

※租税教育等基本指針
(平成23年4月21日制定 日本税理士会連合会)

租税教育等基本指針の
詳細はこちら



なぜ税理士が「租税教育」を行うのか

学生の時、税理士試験以外に税について学んだ記憶がありますか？
納税をする立場になって、税について深く考えたことがありますか？
子どもたちになぜ税金を納めなければいけないの？と聞かれたらどのように答えますか？

国民が主権者として税を考えられる国へ

税金は私たちの国の大切な運営費です。それにも関わらず、税について学んだり、考えたりする機会がほとんどないことについて、国民としてのあなたはどのように感じていますか？
私たちが良く知るように、多くの納税者は税金にあまり良くない印象を持っています。そして、日ごろその話を聞いている子どもたちも同様です。納税者に関わる中で、この国の状況について、税理士としてのあなたは

どのように感じていますか？

税理士会が行う租税教育事業は、税に対する国民の主権者意識を培う貴重な場となります。税理士法第一条の使命のもと、私たち税理士が「租税教育」を先導し、啓発していくことにより、多くの国民が「主権者としての権利と責任(義務)」として税を考えることができる国にそろそろしていくべきではないでしょうか。

税理士が行うべき「租税教育」とは

現在、租税教育事業の主な活動である「租税教室」は、税務署が窓口となり、教育関係者、国税庁及び税理士会等の税務関係団体及び関係民間団体等からなる租税教育推進協議会(以下、租推協)の枠組みの中で行われています。その中で、各地域の租推協が選択したテキストにより、税務署職員や税理士などが講師となり、学校等で「租税教室」が実施されています。私たちはこの枠組みの中でどのような選択をしていくべきでしょうか。地域の子供たち、あるいは自分の子どもに、どのような「租税教室」を受けてもらいたいですか？「税理士による租税教育」は単に税金を適切に納めましょうという「納税教育」ではなく、単に税金の知識を教える「税金セミナー」でもありません。本会租税教育推進部では「国民主権・相互扶助・公平」という3つのキーワードを柱に、より

多くの国民が選挙を通して社会参加することを目的として活動しています。そして、税理士が独立した公正な立場から「租税教室」の教材を作成(あるいは監修)し、講師を務めることは、非常に大きな意義があると考えます。

また、「租税教室」は税についてのみならず、税理士という職業を身近に感じてもらう大切な機会でもあります。将来を担う子どもたちに税の面白さ、大切さを伝えると共に、税理士という職業の魅力も伝えることができるのです。

税に国の未来を変える力があるように、「税理士による租税教育」にも国の未来を変える力があるはずです。

租税教育事業は、私たち税理士にとっても、様々な可能性を秘めた魅力ある事業なのです。

一緒に考えていきませんか！

講師を行うことだけが租税教育活動ではありません。テキストやコンテンツの作成、広報活動、応援や理解など様々な形で参加することができます。そして、租税教育を考えることは、日ごろ税理士として仕事を行ううえでの指針となるはずです。

子どもたちのため、日本の未来のため、税理士の未来のために、「税理士による租税教育」を一緒に考えていきませんか！

日本の未来のため 税理士の未来のために

